

生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 略 (協議事項等)</p> <p>第3条 (1)～(3) 略 (4) 生駒市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。 (5)～(6) 略</p> <p>第4条～第10条 略 (分科会の設置)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 略 (協議事項等)</p> <p>第3条 (1)～(3) 略 (4) 生駒市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。 (5)～(6) 略</p> <p>第4条～第10条 略 (分科会の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>第11条の2 乗合旅客運賃の運賃、料金に関する事項は別に定める委員で構成された運賃協議分科会において協議を行う。</u></p> <p><u>2 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p>
<p>第12条～第18条 略</p> <p>附 則 1 (略) 2 (略)</p>	<p>第12条～第18条 略</p> <p>附 則 1 (略) 2 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和5年12月21日から施行する。</u></p>